名目賃金の推移

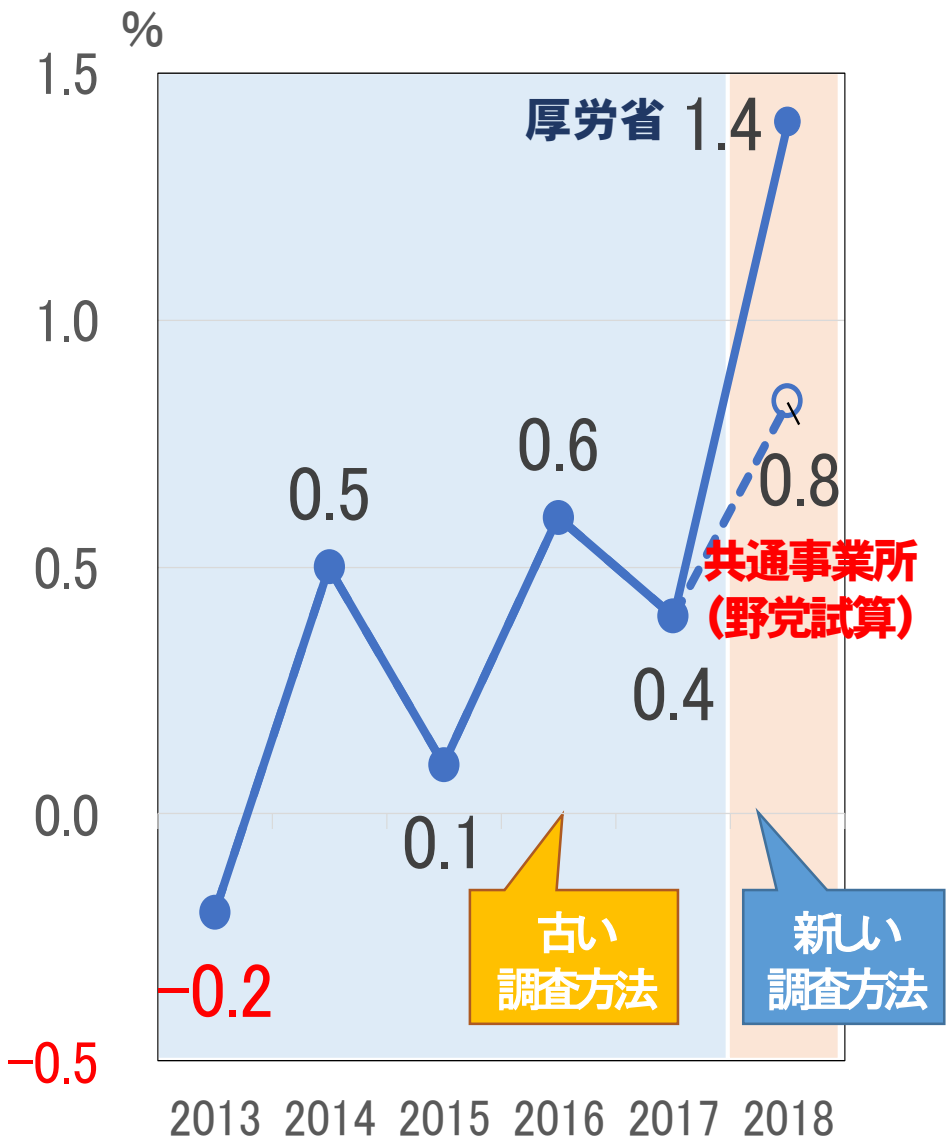

実質賃金の推移

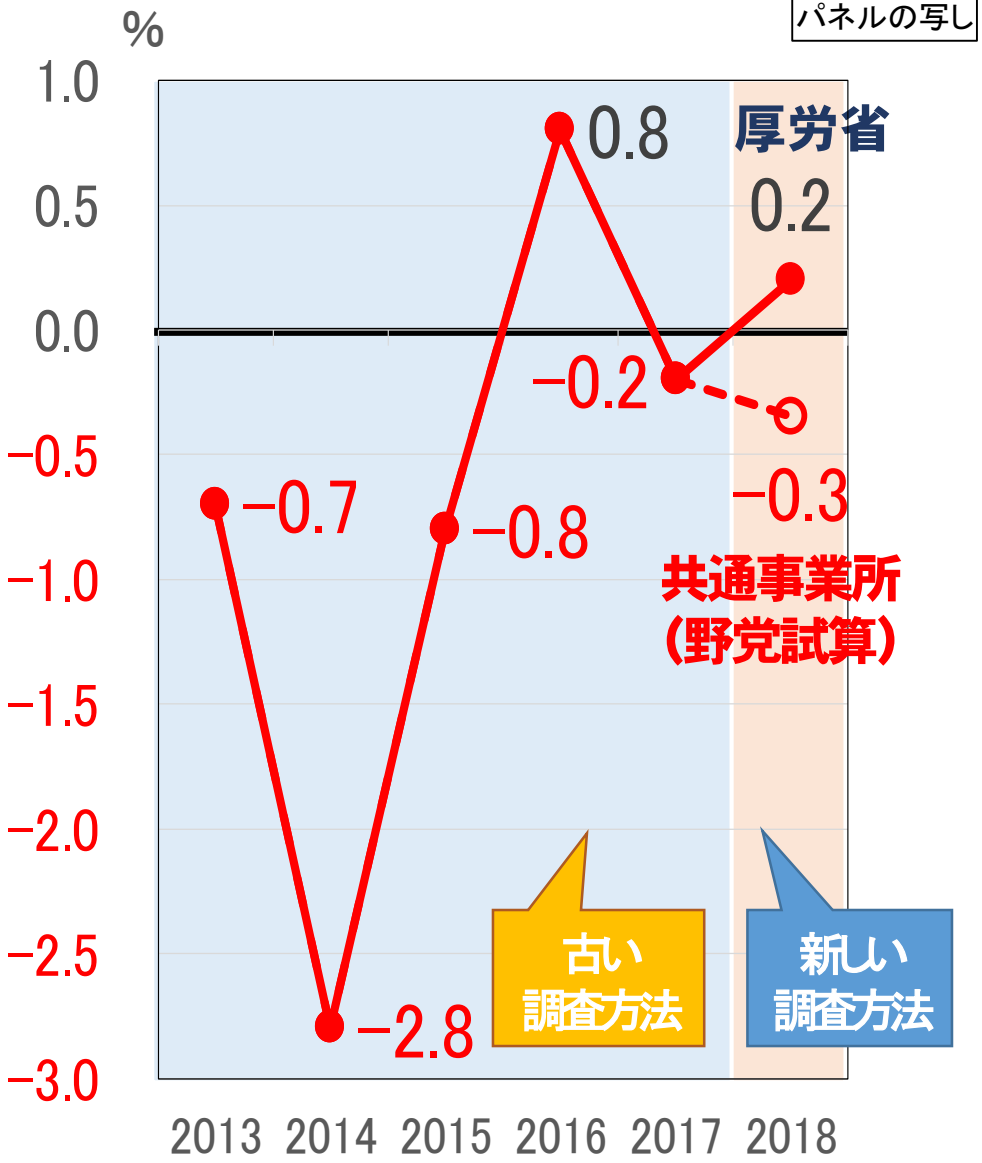

出所：厚生労働省　毎月勤労統計調査　平成30年分結果確報、平成30年12月分確報より山井事務所作成

2019年4月12日　衆議院厚生労働委員会　山井和則　配布資料

実質賃金の伸び率（前年比）

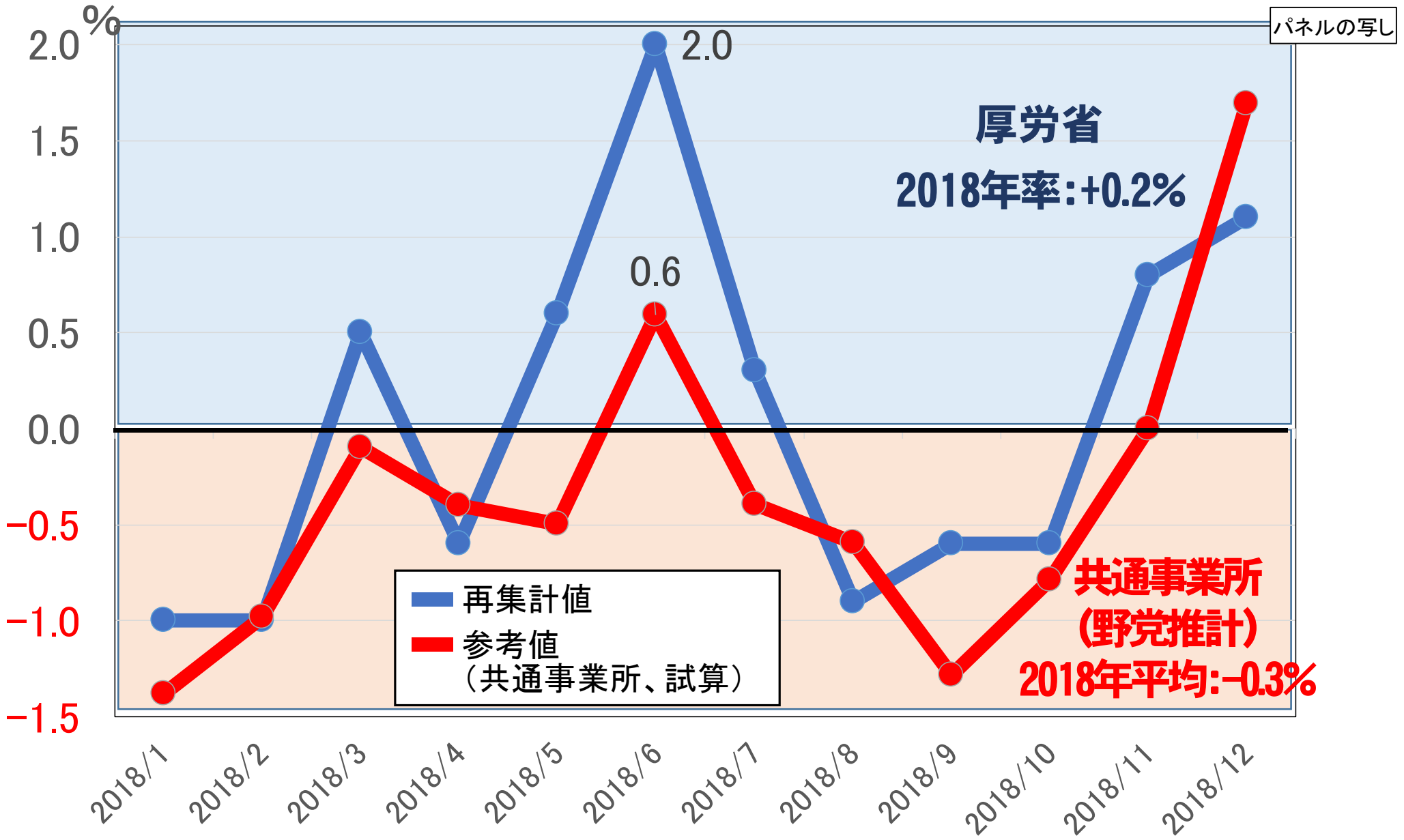

出所:厚生労働省　毎月勤労統計調査　平成30年12月分結果確報より山井事務所作成

調査方法の変更により名目賃金は+0.8%の段差

2018年1月の調査方法の変更

パネルの写し

復元（東京の大企業1000社分）	+0.3%（782円）	修正済み
サンプル入替え	+0.1%（337円）	未修正
ベンチマーク更新（企業規模構成の見直し）	+0.4%（967円）	

→ +0.5%段差のまま

合計　+0.8%（2086円）の段差が発生

出所：厚生労働省提供資料より山井事務所　作成

2．新旧賃金の差

（4）これまでのサンプル入れ替えにおける賃金の新旧差の要因分解

- 過去においては、サンプル入れ替えの寄与が占める割合が大きくなっているが、今回は、ローテーション・サンプリングの採用により、「サンプル入替えの寄与」が大幅に縮小。
- 一方、今回のベンチマーク更新による寄与は、過去に比べて大きくなっている。これには、ベンチマーク更新が６年ぶりと更新の間隔が長めであったことが影響した可能性。

きまって支給する給与の入替え前後の集計結果の差について
（調査産業計）

（常用労働者５人以上）　（単位 円）

	30人以上の調査対象事業所の入替え方式	新（入替え後）	旧（入替え前）	新旧差（入替え後－入替え前）	入替えによる寄与（試算）	ベンチマークの更新による寄与（試算）
平成19年１月	総入替え	266,474	269,005	-2,531	-2,531	-
平成21年１月		262,147	265,494	-3,347	-2,163	-1,184
平成24年１月		259,230	260,000	-770	-1,261	491
平成27年１月		256,660	259,592	-2,932	-2,932	-
平成30年１月	部分入替え	260,186	258,100	2,086	295	1,791

3．「継続標本（共通事業所）による前年同月比」の参考提供

パネルの写し

すなわち、

① 労働者全体の賃金の水準は「本系列」（新指数）を重視していく

- 新指数における賃金水準は、標本交替やウエイト更新の実施により、最も精度が高くなっている。そのため、賃金の水準は「本系列」を重視していく。

② 景気指標としての賃金変化率は、「継続標本（共通事業所）による前年同月比」を重視していく

- 本系列の前年同月比などの賃金変化率では、平成30年においては比較の対象となる１年前の賃金水準が、古い標本とウエイトに基づいたものであるため、一定の断層が含まれる（前年同月比では、上記断層の影響が１年間継続する）。
- 一方、同じ事業所を調べている「継続標本（共通事業所）による前年同月比」は、断層の影響を回避できる。また、景気指標として多数の人々が実感するのは、同一事業所の平均賃金の変化である。そのため、賃金変化率に高い関心を持つユーザーは、これを重視していく。
- 厚生労働省では、統計委員会の考え方を踏まえて、前年ならびに当年において「継続して調査された共通事業所（継続標本）による前年同月比」を参考提供している。（継続標本の水準についても、今後提供予定としている。）

3．「継続標本（共通事業所）による前年同月比」の参考提供

（1）「毎月勤労統計」における賃金の水準・変化率の捉え方

- 「毎月勤労統計」では、標本交替やウエイト更新時に、新旧指数をそのまま接続しているため、賃金水準やその変化率に一定の断層が生じている。この点に関して統計委員会は「『労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく』ことが適切」としているところ。

平成28年３月24日第４回経済財政諮問会議議事要旨（西村統計委員会委員長発言抜粋）

また、景気指標として多数の人々が実感するのは、自分の事業所の平均賃金が上がったのか、自分の企業の投資が増加したのかである。つまり同じ事業所の平均賃金の変化、同じ企業の投資の変化になる。これに対応しているのは、サンプルを継続して調べている継続サンプルによる指標であるので、景気を表わす統計としては、統一的に参考の指標として提示するということをしていきたい。

※本系列（全サンプルを対象）と参考の指標の系列（共通事業所を対象）のそれぞれに対して、水準（賃金額・指数）と変化率（前年同月比）がある（右図）。

	水準（賃金額・指数）	変化率（前年同月比）
本系列	○	○
参考の指標の系列	△（賃金額のみ）	○

3．「継続標本（共通事業所）による前年同月比」の参考提供

（2）継続標本（共通事業所）による前年同月比：概要と特徴

① 概　要

事　項	説　明
集計対象	「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所（共通事業所）
標本数	第一種事業所の２分の１（2020年からは３分の２） 第二種事業所の３分の１
ウエイト	当月も前年同月いずれも、「当月の母集団労働者数」で集計
集計業種	調査産業計
集計項目	現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与
作成系列	前年同月比
作成時期	平成29年１月～

② 特　徴

メリット	デメリット
・継続標本による前年同月比は、標本交替やウエイト変更による断層を回避できる。 ・賃金変化率を捉えやすい。	・継続標本は、新設事業所の影響が反映されていない（標本に偏りがある）。 ・標本数が小さくなるため、標本誤差が大きくなる。

出所：厚生労働省「毎月勤労統計：賃金データの見方」

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

政府統計

平成31年3月8日
【照会先】
政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
統計管理官　瀧原　章夫
室長補佐　村木　幸広
企画調整係
（代表電話）03(5253)1111　（内線 7609, 7610）
（直通電話）03(3595)3145

報道関係者　各位

毎月勤労統計調査　平成31年1月分結果速報　を公表します

毎月勤労統計調査平成31年1月分結果速報を、今般とりまとめましたので公表します。

【調査結果のポイント】〔 ( ) 内は、前年同月比または前年同月差を示す。〕

1　賃金（一人平均）

(1) 現金給与総額は、277,001円（1.2%増）となった。
うち所定内給与は243,298円（0.6%増）、所定外給与は19,244円（1.0%減）、所定内給与と所定外給与を合わせたきまって支給する給与は262,542円（0.6%増）、特別に支払われた給与は14,459円（12.7%増）となった。

(2) 一般労働者では、現金給与総額は、358,883円（1.5%増）となった。
うち所定内給与は311,905円（1.0%増）、所定外給与は26,454円（0.6%減）、きまって支給する給与は338,359円（0.8%増）、特別に支払われた給与は20,524円（13.2%増）となった。

(3) パートタイム労働者では、現金給与総額は、94,866円（0.6%減）となった。
うち所定内給与は90,695円（0.5%減）、所定外給与は3,205円（5.3%減）、きまって支給する給与は93,900円（0.7%減）、なお、時間当たり給与は1,161円（2.2%増）となった。

(4) 実質賃金指数（現金給与総額）は、86.2（1.1%増）となった。なお、実質賃金指数（きまって支給する給与）は、98.9（0.4%増）となった。
（消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比は、0.2%上昇）

(5) 共通事業所による現金給与総額は、0.8%増となった。
うち所定内給与は0.6%増、きまって支給する給与は0.5%増となった。
また、一般労働者、パートタイム労働者、各々の現金給与総額は、1.2%増、1.0%減となった。

2　労働時間（一人平均）

(1) 総実労働時間は、130.5時間（2.4%減）となった。
うち所定内労働時間は120.5時間（2.3%減）、所定外労働時間は10.0時間（3.8%減）となった。出勤日数は、16.9日（0.4日減）となった。
また、製造業の所定外労働時間の前月比（季節調整済指数）は、2.8%減となった。

(2) 一般労働者では、総実労働時間は、152.9時間（2.2%減）となった。
うち所定内労働時間は139.6時間（2.1%減）となった。

(3) パートタイム労働者では、総実労働時間は、80.7時間（2.6%減）となった。
うち所定内労働時間は78.1時間（2.6%減）となった。

3　雇用

(1) 常用雇用指数は、106.7（1.8%増）、一般労働者では105.6（1.6%増）、パートタイム労働者では109.2（2.3%増）となった。

(2) パートタイム労働者比率は、31.00%（0.15ポイント上昇）となった。

※1　平成30年11月分確報から、平成24年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値（再集計値）に変更しており、従来の公表値とは接続しないことに注意。

※2　平成31年1月に30人以上規模の事業所の標本の部分入替えを行いました。1月は入替え前後の両方の事業所を調べており、今回の速報は、従来の標本の入替え時の公表と同様に、入替え前の事業所の結果をまとめたものであり、今回の結果では断層は発生しません。標本の部分入替え後の事業所の結果については確報で掲載します。

※3　平成30年に基準とする母集団労働者数（ベンチマーク）の更新を行ったため、平成30年の前年との比較においてはベンチマークの違いによる断層が発生していました。平成31年はベンチマーク更新を行わないため、ベンチマークの違いによる断層はありません。

※4　速報値は、確報で改訂される場合があります。

【朝日新聞朝刊 2018/9/29】

毎月勤労統計 前年比較は誤解招く

算出法変えたら「賃金高い伸び率」

厚生労働省が公表する「毎月勤労統計」について、信用性が問題になっている。1月に算出方法を変えた後、賃金が大きく増えたからだ。統計のあり方を議論する総務省の統計委員会が28日、入れ替え前の数値の比較を続けることが適切との見解を示し、厚労省は「説明が不十分だった」として誤解を防ぐための周知に努めることになった。

この統計は賃金や労働時間などの動きを示す指標で、労働者1人当たりの現金給与総額や前年同月と比べた変化率などを毎月公表している。今年1月の調査対象の一部入れ替え後、現金給与総額は6月に前年同月比3・3%と21年5カ月ぶりの高い伸び率となるなど高水準が続いている。

厚労省によると、調査対象は無作為に抽出した約3万3千事業所で、約半分を占める30人以上の事業所は2～3年に1度全てを入れ替えていた。それを、毎年3分の1ずつ入れ替える算出方法に変更。今年1月は経過措置として2分の1の事業所を入れ替えた。

同時に調査対象の結果から、全体を推計する際に用いる「経済センサス」の最新結果を反映させた。国内の全事業所を対象とした調査で、前回より大企業の割合が増えていた。このため、毎月勤労統計を算出する際の労働者の企業規模別の比率について、給料が高めの大企業の比率が高まり、現金給与総額を上昇させる要因になった。

すべて入れ替えていた時は連続性を考慮し、データの補正作業をしていたが今回は段階的な入れ替えだとしてしなかった。厚労省は「参考値」として、1月に入れ替えられなかった事業所に絞った調査結果も公表している。こちらでは6月が1・3%の伸びにとどまっており、一部のエコノミストなどから信頼性への疑念の声が上がっていた。

28日の統計委員会は「多数の人々が（賃金の変化として）実感するのは、同じ事業所での変化」だとして、伸び率は同じ事業所を比較した「参考値」を用いるのが適切との見解を示した。厚労省は同日、ホームページに説明資料を載せた。

（松浦祐子）

算出方法の変更で賃金の伸び率が高くなった

毎月勤労統計調査の「現金給与総額」の前年同月比

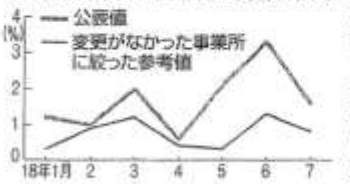

【東京新聞朝刊 2018/9/29】

厚労省の賃金統計「急伸」実態表さずと認める

政府有識者会議

厚生労働省が今年から賃金の算出方法を変えた影響により、統計上の賃金が前年と比べて大幅に伸びている問題で、政府の有識者会議「統計委員会」は二十八日に会合を開き、発表している賃金伸び率が実態を表していないことを認めた。賃金の伸びはデフレ脱却を掲げるアベノミクスにとって最も重要な統計なだけに、実態以上の数値が出ている原因を詳しく説明しない厚労省の姿勢に対し、専門家から批判が出ている。

問題となっているのは、厚労省が、サンプル企業からのヒアリングをもとに毎月発表する「毎月勤労統計調査」。今年一月、世の中の実態に合わせるとして大企業の比率を増やし中小企業を減らす形のデータ補正をしたにもかかわらず、その影響を考慮せずに伸び率を算出した。企業規模が大きくなった分、賃金が伸びるという「からくり」だ。

賃金の大きな
「伸び率」を伝える
厚生労働省発表文の表紙
（7月確報、要約）
（前年同月と比較し）
現金給与総額は
就業形態合計では 1.6%増
有識者会議
この数字より
参考値（0.8%増）
を「重視」
国民
表紙の数字が当てに
ならないってどういうこと？

毎月勤労統計調査のデータ補正　厚生労働省が一定数の企業を選んで賃金などを聞き取るサンプル調査。対象になった大企業や中小企業の割合は世の中の実態と誤差が出るため、総務省が数年ごとに全企業を調査したデータを反映させ、補正する。賃金の伸びを正確に把握するため、このデータを更新した年は過去の分も補正し、連続性を持たせてきたが、今年は「統計改革の一環」（厚労省）として補正をしていない。その結果、規模が大きい企業の割合が多い2018年と少ない17年を比べることになり、賃金の伸び率が実態よりも大きくなった。

多くの人が目にする毎月の発表文の表紙には「正式」の高い伸び率のデータを載せている。だが、この日、統計委は算出の方法をそろえた「参考値」を重視していくことが適切との意見でまとまった。伸び率は「正式」な数値より、参考値をみるべきだとの趣旨だ。

本給や手当、ボーナスを含めた「現金給与総額」をみると、七月が正式の1・6%増に対し参考が0・8%増、六月は正式3・3%増に対し参考1・3%増だった。実態に近い参考値に比べ、正式な数値は倍以上の伸び率を示している。

厚労省がデータ補正の問題を夏場までほとんど説明しなかった影響で、高い伸び率にエコノミストから疑問が続出していた。統計委の西村清彦委員長は「しっかりした説明が当初からされなかったのが大きな反省点」と苦言を呈した。

SMBC日興証券の宮前耕也氏は「今年の賃金の伸び率はまったくあてにならない」と指摘した上で「影響が大きい統計だけに算出の方法や説明の仕方には改善が必要」と提言している。

（渥美龍太）

2019年4月12日　衆議院厚生労働委員会　山井和則　配布資料

消費増税と名目賃金・実質賃金

- 前回の消費税10%増税の見送りは、2016年6月
- 2016年6月前後の名目賃金・実質賃金の状況

	4月	5月	6月	7月	8月
名目賃金前年比	0.0%	0.1%	1.5%	1.2%	0.1%
実質賃金前年比	0.2%	0.5%	2.0%	1.8%	0.7%

- 2016年平均の名目賃金の前年比は0.6、実質賃金の前年比は0.8（安倍政権唯一のプラス）
- 2018年の賃金の伸び率は、名目1.4%、実質0.2%
- 2018年の参考値の1～12月の伸び率の単純平均は、名目0.8%、実質-0.3%（野党試算）

出所：毎月勤労統計調査資料より山井事務所　作成

います。

この企業の配慮の方法につきましては、さまざまなものがあると考えられますけれども、日雇労働者につきましては、安定的な収入を得られるように雇用する日に配慮することなどもあり得るものと考えております。

休日の増加が、こうした不安定な雇用の労働者の収入減少を招くことのないよう、事業主に対して、一定の配慮について検討するよう、更に周知や働きかけを図るように努めてまいりたいと考えております。

○逢坂委員　厚労省お二人から答弁いただきましたけれども、単に通知を出すということだけではなくて、その通知がちゃんと実効性あるものになるように、それぞれの自治体や企業とも連携をとって、漏れのないようにしていただきたい、そのことをお願い申し上げます。

次に、総務省ですが、総務省は今回のこの十連休に対して郵政行政以外で何らかの対応を自治体に対してする予定があるのかどうか、あるいは行っているのかどうか、この点、いかがでしょうか。

○石田国務大臣　総務省では、昨年十二月十四日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律が施行されたことを踏まえまして、この法律により休日となる日は地方公共団体の休日及び職員の休日となることを地方公共団体に通知をしたところでございます。

○逢坂委員　大臣、その通知は単に休みになりますよという通知だけですよね。休みで何らか支障があるとかないとか、そういうときにきちんと対応してくださいとか何とか、そういうことはないんですか。

○石田国務大臣　御指摘の件につきましては、国民生活に支障が生ずることがないよう、関係省庁連絡会議を開催をし、実施をしているところでございまして、必要な対応については、関係省庁において、自治体も含め関係団体等に周知等を行っていると承知をいたしておりまして、総務省におきましては、関係省庁連絡会議等も活用しながら、自治体の行う業務に支障があれば、必要に応じて関係省庁とも調整をしてまいりたいと考えております。

○逢坂委員　きょうはこの問題をこれ以上やりませんけれども、総務大臣、全国の自治体の皆さんは、総務省は自治体の応援団だと思っているし、頼りになる相談役だと思っている、私はそう思うんですよ。だから、ほかの役所でやろうがどうしようが、総務省がっちりやるんだ、俺が先頭に立つんだ、そういうぐらいの気持ちで、大臣、この問題に限らず頑張っていただきたい、そう思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず十連休に関する質問はこれで終わりにしたいと思いますので、北條さんと八神さん、退室なさって構いません。

○江田委員長　はい、結構でございます。

○逢坂委員　それでは、きょうのテーマでありますす統計の問題についてお伺いをしますが。

きょう、西村統計委員長、ありがとうございます。多分、自分の人生の中でも、思いもかけぬ忙しさの中で、さまざまな対応をされている、自分の人生の中でこんなことはなかったんではないかというふうに思うわけですが、きょうは、落ちついて、共通事業所のことについてお伺いをしたいと思います。

毎月勤労統計に関して、本系列だけではなくて、継続的にサンプリングをしている事業所、いわゆる共通事業所、これのデータをもとにした指標、これを参考提供するということにされたわけですけれども、この理由というのは、なぜ共通事業所を扱うというふうにしたのか、まず、そこの、出発点のところを教えてください。

○西村参考人　景気指標という点が重要でありまして、景気指標を考えるときには、人々の賃金の変化というのの実態を見るときに、やはり同一事業所、本来ならば同一の労働者の賃金を見たいんですが、なかなかそれが難しいので、同一事業所という形で、同一事業所の変化を見るという形が実感に一番近いだろう、そしてそれが、その実感に近いということが、景気がどういう状況になっているのかということを判断するときに、非常に重要な情報を、政策当局、日銀とか、その他必要な政策を考えなきゃいけない当局に重要な提供を与えるということから、共通事業所というものがその重要性というものを強調して、それを入れるような形にしたということがもともとの発端であります。

○逢坂委員　景気判断指標として非常に重要である、しかも、その景気の変化、委員長の言葉から理解すると、景気が上向いているのか下向いているのかとか、そういったことを判断する上でも、共通事業所というのは非常に大事なんだ、できれば、個々人に着目をして同じ人のデータをとりたいけれども、それがなかなかうまくいかないので共通事業所を使っているんだ、こういう説明、こういう理解で、うなずいていただいていますけれども、よろしいですね。はい。ああ、どうぞ。

○西村参考人　基本的な考え方はそうです。

○逢坂委員　ということになりますと、国民のその実感に近いのは共通事業所系列ということになるんだと思うんですが、これもあえて聞くまでもないことだとは思うんですが、実質賃金と名目賃金、これもさまざまな考え方がありますけれども、国民の実感に近いのは、これはどちらというふうに判断されますでしょうか。当たり前の話かもしれません。

○西村参考人　当たり前の話ではないところが難しいところでありまして、経済学的に考えれば、実質賃金というのは、賃金、もらった賃金の実質購買力、実質購買力とは何かというと、その賃金をもらって、どれだけの財やサービスを買えるかということになるわけですね。だから、それが本来ならば実感になるんですが、よく言われていることは、実質購買力というのはなかなかわかりにくいということで、特にインフレがないような状況のときというのは、どちらかというと名目賃金の方が景気の実感に近いということも言われていることも事実であります。

だから、経済学的に考えれば、これは実質賃金という形になりますが、エコノミストの方々の中には、より目で見える、名目値を重視する方もたくさんいらっしゃるということであります。

○逢坂委員　わかりました。どっちも意味があるという説明だというふうに理解をいたしました。うなずいておられるので、そのように理解をいたしました。

そこでなんですけれども、景気判断としてよりふさわしい指標にするんだという観点、これが統計委員会の中でも随分議論されていたかと思うんですが、そういう意味においていうと、先ほどお話をいただきました共通事業所について、これ、名目も実質も賃金指数というのは出すべきではないか、そのことが景気判断をする上で国民の大きなプラスになる、有益なものになるのではないかと思うんですけれども、この点は、西村委員長、いかがですか。

○西村参考人　この点に関しましては、基本的には、誰が何に使うかということに依存しますので、その利用者の用途に応じていろいろな実質賃金の系列があるということは、私は望ましいことだというふうに考えております。

したがいまして、これは原則的なことですが、原則的に言えば、やはりデータというのはたくさんあった方が総合的に物事を判断することができます。残念ながら、これだけを見ていればいいという指数とか系列というのは、そういうのはありません。

どうしてかといいますと、どんなデータもいろいろな誤差を含み、統計的な誤差も含みますし、それから非統計的な誤差、これは非標本誤差といいますけれども、そういった、回答しない人がいたり、それからうそを書いたりした人がいたり、そういうことがありますから、そういったものを含めた形で、いろいろな形でぶれますので、そのぶれの中で適切なものを利用者が判断する、この場合、利用者というのは、エコノミストであったり、それから政策当局がある、ということが私は重要だと思っています。

もっと重要なのは、どうしてそういう判断をしたかということを明確に説明できる。これは、単に説明しているというんじゃなくて、説明できる、説明を納得してもらう、そういうきちんとしたフレームワークを示すということが私は非常に大切なことだと思っています。

以上です。

○逢坂委員　西村委員長の話を聞いていて、私も全く同感であります。

やはり、一つの統計データや一つの数値だけで物事を説明できるか、判断できるということはなかなかないというふうに私も考えておりますし、だから、多様な、さまざまな指標が出ることが私も望ましいというふうに思っています。私も、もともとは理科系の出身で、データ解析とか一生懸命やっていた方ですので、その観点から見ても、今の話は非常に納得できることだったと思います。

そこでなんですが、西村委員長、今問題になっているのは、共通事業所の標本で実質化指数を出すこと、これができるのかできないのかみたいなことが言われているわけですが、もちろん、私は、共通事業所のこの実質化について幾つか課題はあるというふうには思っています。

例えば、本系列に比べてサンプルが偏っているのではないかとか、本系列よりは当然、そこから抽出しているわけですから、サンプル数が少ないのではないかとか、いろいろな課題はあるとは思うんですけれども、その課題を明記した上で、その共通事業所の標本で実質化指数を出す、こういう課題があるけれども、こういう考え方に基づいて実質化したらこんな数値になりましたよと出すことというのは、私は可能だと思うんですが、それはできないことなんでしょうか。

○西村参考人　この件については、いろいろな微妙な議論がなされていますので、もう少し原点にさかのぼった形のところでちょっとお話しさせていただきたいと思います。

もう既に逢坂先生がおっしゃったことと絡むんですが、毎月勤労統計は、調査対象になる事業所が一定期間ごとに入れかわるという標本調査であるという特徴があるわけです。そのため、本系列と共通事業所の系列というのは、どれも標本調査でありますから、それに付随する標本誤差というのもありますし、それから、いわゆるサンプル脱落、いわゆるサバイバルバイアスというのがあるわけですが、そういったことによる非標本誤差もありますし、それから、それぞれの標本の、例えばこの場合、大規模事業所であれば大規模事業所が、本来ならば全数だったんですが、それがサンプルにしてあるために、その大規模事業所のサンプルが変わるというのは非常に大きな影響を与えることもあるわけですね。

だから、そういったものを含めて問題点がある。これは、本系列も、それから共通事業所系列についても同じようにある。もちろん程度の差はありますけれども、同じようにあるということになります。

この誤差の差というのを定量的に分析してどこまで考慮するかというのは、これは、私が統計をつくっているわけじゃありませんので、統計作成者の判断という形になりますが、それは厚生労働省の判断という形になると思います。

その際に重要なのは、定量的であるということが重要で、やはり、こうすればこういうような差が出てくる、例えば共通事業所の系列から得られる誤差の大きさ、それから本系列から出てくる誤差の大きさ、この誤差というのは何に対する誤差かということが重要ですね。この場合の誤差というのが重要だというのは、先ほど申し上げました、それぞれの個人、本来ならば個人の賃金がどう変化したか、その変化をしたということをいわば推計しているわけですから、その推計に関しての誤差の大きさ、それを比較するということが重要になるわけです。

だから、サンプルが例えば小さいから誤差が大きくなるというのは原則的にはそうですが、この場合には、単純にサンプルの小ささというよりも、例えば、変化ですので、同じものを共通でとっているかどうか、その間の、同じものをとっている間の、逢坂先生ならおわかりになると思いますが、いわば相関係数が、時間相関が非常に重要な役割を果たすんですね。そういったものを含めた形で、きちんと定量的な評価をしていただきたい。

そういうことによって初めて、どっちが本当にいいのかとか、それから、もっとよくするためにはこの二つを組み合わせた方がいいじゃないか、私自身は組み合わせた方がいいと思っておりますけれども、そういったものが判断ができるようになるわけです。

それを厚生労働省の方できちんとしていただいて、その際に、先ほど申し上げましたように透明性を確保するためにきちんとした十分な情報提供がされるということが重要だというふうに思っております。

以上です。

○逢坂委員　ありがとうございました。丁寧に御説明いただきました。

西村委員長のおっしゃることは非常に私もよくわかります。そういう丁寧な議論をちゃんと厚生労働省でやっているのかどうか私には非常に疑問なんですが。

それでは、今度、厚生労働省にお伺いします。毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会でありますけれども、この検討会って何を検討する場なんですか。これは、賃金の実質化の是非とか可否、実質化がいいよ悪いよを検討する場なんでしょうか。そうではない、何を検討する場なんですか、ここは。

○藤澤政府参考人　毎月勤労統計の共通事業所の実質化をめぐる論点に係る検討会でございますけれども、ことしの二月から開催してございますが、主にこれまで二つの論点を中心に御議論をいただいてきております。

一点目が、共通事業所の賃金の実質化を検討するに当たり、本系列と共通事業所の集計値の特性をどう考えるか。

二点目が、共通事業所の集計値については、その比較のもととなる賃金額が一つの年の一つの月で二種類存在をしますけれども、こうした共通事業所の基本的性格に照らして、共通事業所の集計値の実質賃金指数の作成についてどう考えるか。

仮に、共通事業所の集計値の前年同月比から消費者物価指数を用いて共通事業所の集計値の前年同月比を実質化した値を算出したとすると、実質化の本来的な意味に照らしてこの数値はどのような意味を持つのかといったような三点についてこれまで御議論をいただいてきたところでございます。

○逢坂委員　ということは、それは、藤澤統括官、賃金の実質化の具体的な議論をしているわけではない、実質化に当たっての論点の整理をしているんだ、実質化をどうするか、実質化の是非、実質化をするかしないか、それを決めるのはまた別の場である、そしてさらに、その実質化するということが決まれば、また別の場で実質化の作業をする、そういう理解でよろしいですか。今の検討会で実質化の可否が決まるというわけではないという理解でよろしいですか。

○藤澤政府参考人　御指摘の検討会で検討しておりますのは、今申し上げた事項でございまして、その上でございますけれども、共通事業所の実質賃金をめぐる検討会における課題の整理等を踏まえまして、その実質化、実質賃金の作成や公表について、私どもの方で適切に対応してまいりたいと考えております。

○逢坂委員　これ、あたかも、今までの説明、多分、そういう説明はされていないんだと思うんですけれども、多くの人が受けている印象は、この検討会で実質化の可否も決まって、あたかも検討会から実質化された数値が出てくるような印象を持っているんですが、そういう検討会ではないという理解でよろしいですね。

○藤澤政府参考人　今申し上げましたような論点について、これまで、この検討会で御検討いただきました。

それで、あくまでまだ検討の途上のものでございますけれども、三月の二十九日には、中間的整理として一定の整理をしていただいたところでございます。

それで、今後でございますけれども、最終報告については、その中間的整理の中で更に検討すべきとされる課題について、例えば、毎月勤労統計の個票データを使用して、本系列と共通事業所のサンプルの分布の相違や、あるいは、継続的に回答している事業所に限られることによる生き残りの事業所の特性が本系列よりも色濃くあらわれている可能性などを除去可能かどうか、除去できる場合に実質化等が可能かどうか分析をする、そういった作業を今後この検討会で行っていただきたいというふうに考えております。

それで、一定の時間を要することになろうかと思いますが、できるだけ早期に最終的な結論を出していただきたいというふうに考えております。

その上で、先ほども申し上げましたが、この検討会における課題の整理等を踏まえまして、実質化、実質賃金の作成や公表について、適切に対応してまいりたいと考えております。

○逢坂委員　質問に簡単に答えてもらいたいんですけれども、今の検討会では、だから実質化の指数が出るというわけではないという理解でよろしいですよね。それとも、出るんですか。出るか出ないかもわからないんですか。それはどうなんですか。

○藤澤政府参考人　検討に一定の時間を要すると思いますが、なるだけ早期に最終的な結論を出していただきたいと思いますが、その結論がどうなるかについては、現時点ではわからないものと考えております。

○逢坂委員　実質化できるかできないか、実質化の数字を出すために検討会をやっているかのような答弁がこれまで繰り返されているわけですが、今回の検討会は全くそうではない、まだその結論がどうなるかも、どういう結論を出すかすらもまだわからない、そういう検討会をつくったということなんですね。

それじゃ、別のことを聞きますけれども、この検討会の最終報告というのは、いつまでに出してほしいということでお願いをしているんですか。

○藤澤政府参考人　検討の期限を区切っているのかどうかというお尋ねではないかと思いますが、先ほども申し上げましたように、今後、こういう課題があるということで、それに御検討いただきたいと思います。

一定の時間を要することになると思いますが、できるだけ早期に最終的な結論を出していただきたいというふうに考えているところでございます。

○**逢坂委員**　できるだけ早期っていうのは、どのぐらいを想定して、この検討会を立ち上げたんですか。

○**藤澤政府参考人**　現時点では、その最終的な結論の時期について申し上げることはできかねるところでございます。

○**逢坂委員**　すなわち、国会であれほど問題になっていて、大臣も最初は、実質化の指数を早目に出すんだといったような答弁をしていた。そのうち専門家の意見を聞くと言っていた。そして、検討会をつくると言っていた。

結局、検討会をつくったら、いつまでに結論を出すか、何を議論してもらうか、それも曖昧なまま検討会をやっているということなんじゃないですか。

それじゃ、藤澤さんにお伺いしますが、この検討会の状況というのは政務三役には報告されていますか。

○**藤澤政府参考人**　御指摘の検討会の検討の状況につきましては、大臣を始め政務には適宜報告を行っているところでございます。

○**逢坂委員**　じゃ、きょうはお越しいただいたのは、上野政務官にお越しいただいておりますけれども、これまでの国会の議論を上野政務官は十分御承知だと思います。予算審議の中でこの問題が出てきて、特に秋には消費増税がある、それから、景気を判断するために今回の共通事業所の実質指数というのは非常に大事なものである。先ほど、それは統計委員長からも説明がありました。予算審議の間になるべく早く出してくれということを言っていて、大臣はそれに最初応えるかのような答弁を繰り返していた。でも結果的に、検討会を開いて、今のような状況になっている。

結果的に、いつ、何が出てくるかもわからない検討会を今やっているわけですよ、先ほどの答弁からすれば。何を検討して、どんな結論を出すのかわからない、論点だけはいっぱい出てくる、こんなことで誠実な対応だと思われますか。

政務三役の一角を占める者として、こんなことはおかしい、もっと早くやるべきだ、そういう思いはお持ちになりませんか。あるいは、もっと具体的な指示をするということはお持ちになりませんか。

○**上野大臣政務官**　今委員お尋ねの点については、検討会において丁寧な議論がなされているというふうに承知をしております。最終報告に向けて、更に検討すべきとされる課題についてしっかりと議論をして、一定の時間を要することになりますけれども、できるだけ早期に最終的な結論を出すという方針で政務も一体として臨んでまいります。

○**逢坂委員**　役所の答弁と一緒じゃないですか。だって、先ほどの答弁を聞いていただければわかるとおり、今回の検討会というのは、この検討会の結果が出たからといって、何が出てくるかわからないで検討しているんですよ。実質化の数値が出るのかどうかもわからない。どんな課題がこれから出されるのかもわからない。

でも、国会の議論としてはそうじゃない。共通事業所の実質化の数値というのは非常に大事だ、早く出すべきだ。

それから、先ほど統計委員長からも説明があったとおり、さまざまな課題はあるけれども、その条件を付した上で、いろんな条件がある、必ずしも全部、統計というのは一〇〇％正しいものではない、誤差もあれば、いろんな判断の範囲というのはあると思う。そういうことも示した上で出すというのが当たり前の姿なんじゃないですか。それを、検討会で検討している、丁寧にやってもらう。それをただ待っているだけでいいんですか、政治家として、この間の国会の議論を見て、予算委員会の審議が終わったからもういいなどという問題ではないんですよ。いかがですか。

○**上野大臣政務官**　繰り返しになりますけれども、検討会において統計的な議論をしっかりとやっていただいた上で、政務も含めてしっかり判断をしていくということでございます。

○**逢坂委員**　たまたま政務官になられてこういう質問を受けて、大変私は気の毒だとは思っておりますけれども。

それじゃ、こういう厚生労働省の姿勢を見て、こんなものは議論の引き延ばしだろう、結局は、実質化をしないための、先延ばしのために検討会をつくって、もうしなくてもいい議論を、課題をいっぱいつくって時間を引き延ばして、あとはもうみんなが忘れるのを待っているんだ、そういうような批判もあるんですけれども、こういう批判については、今の答弁の中でどうやって答えるんですか。単なる引き延ばしだろう、出さないための方便だろう、こういう批判があるんですが、どう答えますか。

○**上野大臣政務官**　さまざまな議論があるというところだと思いますけれども、しっかりと統計的な議論をした上で、その結論を踏まえて判断をしていくということだと思います。

○**逢坂委員**　じゃ、それはどれぐらいかかるんですか、統計的な議論というのは。どれぐらい精緻な議論をするんですか。

統計には、先ほど西村委員長からも話がありましたけれども、ある一定程度の数字のぶれ、これを誤差といっても、いろいろなものがあるでしょう。それはどの程度精度の高いものを求めるんですか。

精度の高いものを求めれば求めるほど確かに議論は精緻になって、時間はかかるかもしれません。でも、ある一定程度のところでデータを作成する側はこの程度で割り切るというふうにしなければ、この類いの問題は結論が出ないんですよ。その割り切りを決めるのは政治の判断だと思いますよ。いつまで議論するんですか。

○**上野大臣政務官**　中間的取りまとめにおいては、「さらに検討すべき課題」というものが示されました。

その課題について、例えば、毎月勤労統計調査の個票データを使用して、本系列と共通事業所のサンプルの分布の相違や、継続的に回答している事業所に限られることによる生き残り事業所の特性が本系列より色濃くあらわれている可能性などを除去可能かどうか、除去できる場合に実質化等が可能かどうかを分析するといった作業が発生をすることから一定の時間を要するわけでありますけれども、そういった作業をした上で、できる限り早期に判断をしてまいりたいと思います。

○**逢坂委員**　それじゃ、きょうの段階では、政務官の判断としては、いつ出せるかわからないということでよろしいですね。

○**上野大臣政務官**　現在、検討会において、議論されているということですので、その結果を踏まえて判断をしてまいります。

○**逢坂委員**　実質化については、政府は単に出さないための方便をやっている、そのことを指摘して、終わりたいと思います。

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○江田委員長　次に、奥野総一郎君。

○奥野（総）委員　西村統計委員長、きょうは本当にお忙しい中、ありがとうございました。予算委員会で一回質問させていただいて以来でありますけれども、よろしくお願いをいたします。

今の連坊委員のおさらいを少しさせていただきながら議論したいんですが、先ほどの委員長の御発言によれば、景気の判断には、同一事業所を、できれば同じ労働者の個人の賃金の変化を見るのがいいんだけれども、それが難しいので、同一事業所、共通事業所系列を見ていくということがよいのではないか、しかし、その共通事業所系列も、実質なのか名目なのかといろいろ議論はあるけれども、いろいろな視点から見るために実質賃金についても共通事業所系列のデータがあった方がいいんじゃないか、こうおっしゃっていたと思われますが、それでよろしいでしょうか。

○西村参考人　それで結構です。

○奥野（総）委員　ここで確認をしたいんですが、統計委員長として、共通事業所系列に基づく実質賃金、名目の実質賃金化というデータを統計委員長として厚生労働省に求めているんでしょうか、あるいは、個人的な意見をおっしゃっているだけなんでしょうか。

実質賃金の共通事業所系列の名目賃金の実質化、実質データを厚生労働省に統計委員長として作成を求めていらっしゃるのか、それとも個人的な意見なのか、どちらでしょうか。

○西村参考人　今の私のお話は、個人的な意見です。

○奥野（総）委員　しかし、これが議論になっていて、国会でも問題になっているんですが、検討会ですね、長いので、共通事業所の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会、以下、検討会と言わせていただきますが、検討会の議論に当たって厚生労働省は西村委員長に相談をしているのでしょうか。

そもそもの発端が、統計委員長の御疑念、御懸念から始まっているところでありますので、専門家の意見を聞くということで、厚生労働省として中間取りまとめについて、途中でも結構ですからでもいいんですが、報告ないし相談をしたことはあるでしょうか。

○江田委員長　藤澤政策統括官。

急いでください。（奥野（総）委員「ちょっと時間をとめていただいて、筆頭がいませんから、時計をとめてください」と呼ぶ）

○江田委員長　じゃ、ちょっと時間をとめて。時間をとめてください。

［速記中止］

○江田委員長　じゃ、速記を起こしてください。

奥野君。

○奥野（総）委員　委員長はこれの報告を受けられましたか、公式に。西村委員長。

○江田委員長　もう一度質問を。明確に。

○奥野（総）委員　西村委員長に伺った方が早いので伺いますが、相談ないし説明を受けられていますか。

○西村参考人　相談というような形かどうかわかりませんが、そういうことについて、いろんな打合せの会議が幾つかありますから、その打合せの会議でお話を受けたことはあります。

○奥野（総）委員　もう少し伺うと、この取りまとめの結果、中身についてきちんと説明を受けて、承知をされていますか、こういう質問です。

○西村参考人　それは、まだありません。

○奥野（総）委員　事前に、今、恐らくこういう検討会をやるんだということは知っていたということだと思いますが、具体的に、中身については説明を受けていないし、それについて何かおっしゃったこと、コメントしたこともないということでよろしいですよね。

○西村参考人　打合せの場というのが公式の場かどうかというのは、ちょっと問題がありますので、それから、統計委員長としてという形であればそれはありません。しかし、個人的な形の意見というのは、抽象的な形ですけれども、それについて申し上げたことはあります。

○奥野（総）委員　ちょっと、後ほどまたこの話

を続けていくんですが。

今、きょうお手元に、厚生労働省の、予算委員会に出していたのかな、共通事業所に係る実質賃金について、こういう一枚紙をお配りしていますが、別紙の方に、これは明石先生、明石弁護士が提示した紙、明石先生は必ずしも統計の専門家というわけじゃないんでしょうが、私は法学部なんで余り詳しくはないんですが、学校で習う経済学でいえば、実質化というのは、名目値から消費者物価指数、物価の伸びを引いたもの、引き算すれば近似値で出るよというのを習いますよね。それから、もうちょっとちゃんとやろうとすると、ここで書いてあるように、名目賃金指数を消費者物価指数で割れば出てくるということになると思うんですが、共通事業所系列で、消費者物価指数を使って割り算をする、こういうやり方は乱暴なやり方なんでしょうか。そこはどうですか。

○西村参考人　乱暴かどうかというのは、そういう言い方は余り学術的ではないので。

申し上げました、例えばＧＤＰをやるときに、前年同月比というのは当然出しますし、前年同月比の変化がどういうふうに動いていったかというのは、当然ながら、ごく自然に使われているものであります。したがって、そういうもので、それは、さっき言いましたように、同期比ではないので、つながっていくものではありませんが、景気の状況、要するに前年からどれくらい変化したかその景気の状況を見ていくときには非常に重要な見方であるということは言えると思います。

○奥野（総）委員　今のお話をすると、消費者物価指数をこうやって使うことは、共通事業所系列でも特段問題ないということでよろしいんですかね。

○西村参考人　きちんとした説明があれば、そういう意味で、何か、これを、例えば、私の大学の授業のときに、そういったものを、きちんとしたレポートとしてそういうのを出したということがあったとしたときには、当然ながらそれが問題になるということはありません。

ただし、重要な点というのは、データのきちんとした説明というところが非常に難しいということですね。例えば、ＧＤＰの前年同月比というのは非常に自然に使われます。それと同じようにこの系列が使えるかどうか、同じ意味で使えるかどうかというのは、きちんと考えなきゃいけないという形になります。

というのは、ＧＤＰの場合は、前年同月比のものであったとしても同じＧＤＰですけれども、この共通系列というのは、実はベースが少しずつ変わっていくわけですよね。したがって、ＧＤＰなんかと同じような形で扱うことは、それはできませんが、それに対して、どういう形で何を示しているのか。

もともと共通系列の変化というのは、いわば一人一人の個人の変化、賃金の変化のいわばサロゲートといいますか、代理変数として使っているわけですから、その代理変数として使っているということをきちんとわかるような形、若しくはそれをきちんとわかるような形で加工するなりなんなりして使うということであれば、それは十分に意味のあるやり方だと思います。

○奥野（総）委員　ですから、もう一度確認させていただきますけれども、こういうふうにやれば、消費者物価指数を使ってこういうふうにやれば実質化ができる、学術的に批判に、もちろん前提を説明した上で、使用に耐え得る名目賃金の実質化ができる、共通事業所系列についても実質化ができるという理解でよろしいですか。

○西村参考人　できる、できないというのは、基本的には誤差の大きさに依存します。したがって、例えば、本系列の実質化で得られる本系列を使った同一の事業所の変化の推計と、それから共通事業所を使った同一事業所の系列の変化の推計とで、どのくらい誤差が違ってくるのかということをきちんと定量的に把握して、そしてそれが十分に説得できるくらいの大きさであるという形であるならば、それは使えるという形になりますが、やってみないとわからないので、それはきちんとやってください、というふうに私は個人的にはお願いしたいというふうに思っています。

○奥野（総）委員　よくわかりましたけれども、やってみることは、だからできるわけですよね、もとのデータもあるし、物価指数。だから、やってみることは、わかるから、今明確におっしゃいましたけれども、やってみることを求めたい、こうおっしゃっていました。

厚労省は、そもそもこれをやってみることもしていない。いろいろ言っていて、やってみることもしていないということだと思うんですが、これは何でやられないんですかね。

ちょっと、僕も素人なのでわからないんですが、報告書を読んだら、共通事業所の特性に合った物価指数、デフレーターをつくらなきゃいけないんだ、だからやってみられないんだというようなことが書いてあるんですが、共通事業所に合ったデフレーターって一体どういうものなのかちょっとよくわからなくてですね。

素人考えで言えば、物価って、バスケット、買物のバスケットがあって、そのバスケットでごそっとやるってことですけれども、じゃ、共通事業所の人たちが特別なバスケットは必要なのか、違う購買の仕方をしているのか。共通事業所に必要な、特別なバスケットが必要だというふうに読めるんですが、これはどういう意味なんですか。

○藤澤政府参考人　共通事業所の実質化についてでございますけれども、まず初めに、統計数値に責任を持ちます統計所管、統計メーカーの立場からは、その共通事業所に係る実質賃金を、統計的な分析や検討を加えることなく、その一定の仮定のもとで算出をし、公表することは、統計のユーザーに対する責任ある態度とは言えないというふうに考えております。

したがって、現在、これまでも御指摘をいただいておりますが、検討会で専門的な立場から、統計的な視点から課題を整理していただいているということで、検討会を開催をしていただいているところでございます。

また、今ほど西村統計委員長からも誤差や、あるいはサバイバルバイアスについて、先ほども本系列も共通事業所も両方あるので定量的な把握や分析が必要だというふうな貴重な御示唆もいただきましたので、そういったこともこれから踏まえて考えていかないといけないというふうに考えております。

なお、御指摘の物価の指数でございますけれども、中間的整理までの議論で、専門家からのヒアリングなどを通じて議論を行っておりますけれども、これらの、これまで申し上げておりますような共通事業所の集計値の特性に合ったような物価指数を作成することは、中間的整理では困難というふうな整理が行われているところでございます。

○奥野（総）委員　今はっきり、貴重な御示唆をいただいたのでやりますとおっしゃいましたが、ということは、一応試算、今言った消費者物価指数を使った形での試算、こういったものを先ほどできるんじゃないかと委員長からありましたけれども、それはやってみて議論をされるということでよろしいんですね。

○藤澤政府参考人　失礼いたしました。

先ほど西村統計委員長が強調されたのは、誤差についてちゃんと把握をして分析するようにというふうなことを個人的な意見としておっしゃったというふうに、済みません、私、そう聞き取れましたので、そのあたりについてもこれから我々はよく踏まえていきたいというふうに答弁を申し上げたつもりでございます。

○奥野（総）委員　いや、その誤差がどうなるかというのはやってみなきゃわからないんですよね。それは、だから、やってみて誤差がどうなるか、一定の手順でやってみて誤差がどうなるかということを言っておられると思うんですが、すなわち、やるということですね。誤差の検討から入るというのは、まずやってみるということじゃないですか。

○藤澤政府参考人　検討会で三月の末に中間的整理を取りまとめをいただいて、その場でさまざまな課題を検討会でお示しをいただいて、それについて更に今後引き続き検討が必要だということを申し上げておりますが、それに加えて、先ほど西村統計委員長も個人的な見解としておっしゃった、本系列も共通事業所系列もどちらも誤差があるので、それについても把握をしていくべきだというふうなことを先ほど西村統計委員長がおっしゃったというふうに思いましたが、それについても我々として受けとめて考えていきたいというふうに答弁を申し上げております。

○奥野（総）委員　いや、委員長がおっしゃられたのは、実質化についてもきちんと手順を示して、誤差がこうだということを示しながら議論していく必要があるんじゃないか、その上で公表すれば世間の批判に耐え得るんじゃないか、こういうふうにおっしゃっていたと思いますが、そういうことはする気はあるんですかと私は聞いているんですけれども。

○藤澤政府参考人　これは、繰り返しになりますけれども、三月の検討会の中間的整理では、共通事業所については、継続している事業所という全体の部分集団であることであったり、あるいは事業所規模別、産業別等を見た場合に本系列と共通事業所のサンプルの分布に相違が見られること、また、継続的に回答している事業所に限られることによる生き残り企業の特性が本系列より色濃くあらわれている可能性などの特性があることから、引き続き検討会では作業を進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

○奥野（総）委員　だから、本当に、じゃ、もうちょっと言えば、これは議事録が全然明らかになっていないんですよね、ホームページを見ましたけれども、一切明らかになっていないんですよ。だから、議論の経過がたどれないんですね。

これから議論をする、まあ、信じましょう、それは議論をされるんでしょう、ここまで言っているんだから。きちんと、じゃ、実質化に向けて、どのぐらいそれぞれ誤差があるのかも含めて議論されるということなんだけれども、それが議論がたどれるように、きちんと議事録を公表すべきだと思うんですが。

じゃ、少なくとも今までの分について、いつまでに公表するかというのを教えてください。

○藤澤政府参考人　御指摘の検討会の議事録の公開がおくれておりますことは御指摘のとおりで、大変申しわけないことだというふうに思っております。

第一回につきましては、もう公表したか、あるいは、もう速やかに公表できる状況まで来ておりますが、現在、七回目まで既に検討会が開催されておりますので、いずれにつきましても、速やかに公表して、ごらんいただけるように努力をしていきたいと考えております。

○奥野（総）委員　こればかりやっても時間があれなんですけれども。

普通は、一回やったら、その次の回で議事録を配付をして、委員の確認をしてもらって、三回目でフィックスをして載っける。だから、二回分あくのはわかるんですけれども、今、七回目まで来て全然載っていないんですよね。この間あれだけ、毎勤統計の検討会で、出さないと世間に言われていて、しかも、その続きでこれをやっているのに、それを出さないというのは一体どういうことなのか、どういう感覚でやっておられるのか。

今も、引き続き検討するとおっしゃっておられるけれども、じゃ、本当に、藤澤さんは統計委員長の御意見を受けたとおっしゃっているわけだから、それはきちんと議論の経過をたどれるように、きちんと間を置かずに公表すべきだと思いますよ。

だから、すぐ出してくださいよ。七回目があるんだったら、少なくとも五回目ぐらいまではすぐ出してもいいはずなんですよ。

○藤澤政府参考人　委員の御指摘はもっともだと思いますので、検討会の議事録が速やかに公表できるよう努力してまいりたいと考えております。

○奥野（総）委員　じゃ、一回目についてはもうすぐ出るんですね。可及的速やかに七回目までできちんとアップしてください。見ていますから、これはまた次やりますから、きちんと、この一週間ぐらいで、出せるところまで全部出していただきたいと思います。

できますか、この一週間で。

○藤澤政府参考人　御出席いただいて御議論いただいた委員の方々の御確認も必要でございますので、いつまでというお約束はちょっとできかねますけれども、なるべく速やかに公表できるよう努力していきたいと考えております。

○奥野（総）委員　よろしくお願いします。

済みません、せっかく委員長に来ていただいています。次に移ります。

賃金構造基本統計調査についてなんですが、これについて、十八日の統計委員会で、再発防止策につながらないと西村委員長が述べた、こう記事になっています。この間質問したんですが、確かに、全然ヒアリングがなされていなくて、いつから郵送に変わったのかわからない、誰が決裁したのかもわからない、ヒアリングの範囲も非常に限定的だったというふうに、この前の質疑で明らかになっています。

委員長に伺いたいんですが、郵送にしたことの影響とか、それから、対象からパー、キャバレー、ナイトクラブが外れていたということで、統計に何らかの影響が、まあ、それは出るんでしょうね、出ると思われますか。じゃ、それについてその是正をすべきだと思うんですが、これは誰がどこでするんですかということを伺いたいと思います。

○西村参考人　郵送がいつから始まったかということがわからないということは非常に残念なことであるということは、申し上げたとおりであります。

それと同時に、かなり詳細な回答率の推移というのを見ておりますので、それを見ている限りにおいては、調査結果に負の影響は見られません。

【東京新聞朝刊 2019/4/6】

事業所入れ替えで下振れ

給与総額1年半ぶり減

実態とずれ信頼薄く

厚生労働省は五日、毎月勤労統計の一月確報を発表しました。基本給や一時金などを含めた現金給与総額の確報が前年同月比0・6%減の二十七万二千百二十円と、一年半ぶりのマイナスに転じました。ところが実態に近いとされる「参考値」は0・6%増とプラスで食い違います。実態とかけ離れ信頼性が薄れたままの毎月勤労統計の問題点を整理しました。（湯美龍太）

1月勤労統計

Q&A

Q なぜ伸び率がマイナスに転じたのですか。

A 経済実体よりむしろ統計手法に原因があります。勤労統計は、賃金を聞き取る企業を定期的に入れ替えています。ずっと一緒の事業所だと競争に生き残った強い企業の割合が増えるなど、平均からずれてしまうためです。一月確報の段階で入れ替えた際、競争力や賃金も低い事業所が入るなどして、経済情勢とは関係なく伸び率が落ちたとみられます。以前はそうした場合、過去の数値も補正することで、連続性を持たせ過去と比較した伸び率の算出ができるようにしていました。

Q いまは手法を変えたの？

A 政府は一八年から「過去の数字が変わる統計は分かりにくい」と称して、この補正を停止してしまったのです。このため、企業入れ替えの影響がもろに出ているのです。さらに前年の一八年の伸び率がかさ上げされているため、賃金の伸びの勢いが急に落ちたように見えます。

Q 一八年がかさ上げされているとは？

A 世の中の変化を反映して大企業の割合を引き上げる統計上の処理をしたため、賃金の伸びが強く出るようになったのです。これについても数値の補正を停止したため、表面上、賃金が大幅に伸びる結果となりました。関係らが補正をする従来の統計方法を批判していた経緯から、野党は「官僚が忖度して賃金が上がるように偽装した」などと追及しています。

Q 統計が実態とかけ離れていたら役に立たないのでは？

A 関係の要求で補正をやめたことで、企業入れ替えや統計処理のたびに賃金が大きくぶれ、「統計の信頼性を失った」と言い切るエコノミストもいます。政府は調査対象事業所などを前年とそろえた値を「参考値」として公表しています。一九年一月は公表値はマイナスですが参考値ではプラス。一八年六月の伸び率は2・8%増が1・4%増に半減します。こちらの方が実態を表しています。

さらに問題は情報公開の姿勢です。一九年は公表文の表紙で算出変更により下振れした点を明記。本来はもっと高い数字であることを強調しています。これに対して、一八年は統計手法の変更で上振れしたのに、公表文でこの点をよく説明していません。統計の利用者や国民にとって誠実な対応とはいえません。

算出方法の変更でぶれる賃金伸び率

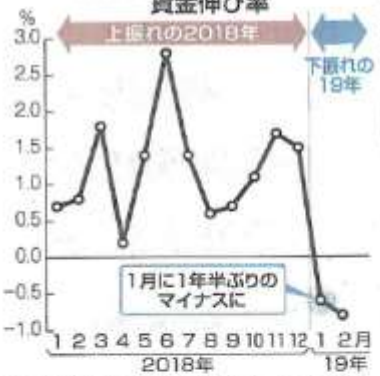

毎月勤労統計より。基本給やボーナスなどをきめた「現金給与総額」の名目賃金前年同月比。19年2月のみ速報、ほかは確報

実質化にむけた論点の検討状況

（※）第３回検討会においては、有識者からのヒアリングを実施

（これまでの議論）

○ 「共通事業所」とその集計値の特性としては、
・１年前と当月の両方で回答している調査対象のみに限定しているために、事業所の入替方法の違いから、**事業所規模別・産業別等を見た場合にサンプルに偏り**があり、結果の精度に影響を与えている可能性がある。
・継続的に回答している事業所が集計対象になりやすいという特性から、その結果について**一定のバイアスがある可能性**がある。
などが考えられる。

○ 「共通事業所の集計値」は、前年同月との比較は可能なものだが、各月のサンプルが異なることや同じ月で２つの数値が存在すること等から、時系列として連続的に指数化することは、現在の定義のままでは困難と考えられる。

○ 実質化とは、名目値の動きから価格変動の影響を取り除くことである。

○ 「共通事業所の集計値」の実質賃金については、こうした「実質化」が持つ本来的な意味を踏まえつつ、その計算の可否を判断する必要がある。

○ 実質化に当たり、「共通事業所の集計値」の特性にあった物価指数(デフレーター)で調整することも考えられるが、現在の物価指数の研究状況を踏まえると、共通事業所の特性に合った物価指数を作成することは困難である。

○ 前提条件、利用上の注意の情報提供をつけて「共通事業所」の実質賃金を公表すべきとの意見があるが、統計の専門家という立場で、共通事業所のサンプル・集計値の特性や実質化をめぐる様々な論点について統計的な視点から課題を整理することが、本検討会の開催の趣旨であるので、引き続き検討する必要がある。

（%）

	「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合				
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	5人以上
鉱業, 採石業	0.0	83.3	45.5	35.7	51.0
建設業	82.5	37.7	44.4	32.2	34.5
製造業	90.5	46.6	44.7	30.6	47.1
電気・ガス業	91.3	40.0	41.3	42.7	47.7
情報通信業	75.2	47.9	50.0	28.9	42.3
運輸業, 郵便業	84.6	45.9	41.9	31.8	43.5
卸売業, 小売業	71.3	45.3	43.4	27.6	32.8
金融業, 保険業	87.0	47.2	47.7	34.0	41.9
不動産・物品賃借業	60.9	45.7	42.5	30.5	35.7
学術研究等	89.4	36.7	38.5	29.5	38.1
飲食サービス業等	74.3	44.2	45.5	26.9	34.1
生活関連サービス業等	58.3	48.0	44.4	30.1	35.4
教育・学習支援業	83.0	47.1	47.9	28.8	42.1
医療, 福祉	78.5	37.2	39.5	29.8	42.3
複合サービス事業	25.0	47.1	30.0	39.5	38.4
その他のサービス業	70.4	41.0	41.1	32.4	40.7
産業計	82.7	44.7	43.5	30.1	40.2

「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合をみると、500人以上事業所では80%程度、５～29人事業所では30%程度となっている。

（さらに検討すべき課題）

○ 「本系列」が、無作為抽出により日本全体の賃金水準を集計したものである一方、「共通事業所の集計値」は、いかなるものを代表する数値であるか、その意味するところを考える必要がある。

○ 「共通事業所」にはサンプルに一定の偏りがあるが、事業所規模・産業・都道府県等の利用可能な情報でコントロールした後で平均賃金の水準に偏りがあるかどうかを計算すべきである。

○ 共通事業所の「サバイバル・バイアス」や、事業所規模・産業の区分ごとのサンプルの安定性の違いが賃金に及ぼす影響について検討することが必要である。

○ 「共通事業所の集計値」は、「本系列」と比べ、サンプルの偏りや集計結果に一定のバイアスがある可能性があることから、その利用には一定の限界があると思われるので、本検討会の検討事項を超えているが、今後「本系列」において何らかの工夫を目指すべきではないか。

○ 「共通事業所の集計値」は、１年前との比較という短期的な動向を見るために、特定の影響を除去した前年同月比を算定するという限定的な目的の参考値であり、指数化を前提とした作成方法となっていないため、指数化にはそれに応じた作成方法の検討が必要である。

○ 実質化するのであれば、「共通事業所の集計値」はそもそもどういった数値なのかを整理し、その実質化はどのような意味を持つものであるかを示すべきである。

○ 毎勤の個票データを活用して共通事業所のサンプルやその集計値のバイアスの補正が可能かどうか、今後、分析を行う。

今後の進め方

「さらに検討すべき課題」で挙げられたものを検討するために、必要な作業（再集計、分析を含む）を進める。

出所：毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会　中間的整理（概要）（厚生労働省）

2019年4月12日　衆議院厚生労働委員会　山井和則　配布資料

資料１

毎月勤労統計の賃金について

平成31年３月５日
弁護士明石順平

1

2018年1月，毎月勤労統計調査における賃金の算出方法が変更され，賃金が大きくかさ上げされた。
要因は下記の3つ。

①サンプル入替
②ベンチマーク更新
③復元処理
（東京都における500人以上の事業所について3分の1しか抽出していなかったためそれを3倍して復元）

例えていうと，
①→ちょっと背の高い別人に替える
②→シークレットブーツを履かせる
③→頭にシリコン

③はバレたので遡って修正。
しかし，①と②については遡って修正せず，**そのまま**2017年と比較。

そのため，賃金が異常に伸びる結果に。

2

2013年～2017年までの5年間で1.4％しか伸びなかった名目賃金が，2018年のわずか1年間で，1.4％伸びるという異常な結果に。なお，実質賃金については前年比0.2％のプラス。

算出方法の異なるものを比較した伸び率は端的に言って「ウソ」の数字である。

統計法60条2号は「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者」を6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとしている。公表値は真実に反するのだから，これに該当し，統計法違反になるのではないか。

3

アベノミクス前との比較がしやすいよう，2012年を100とした賃金と物価の推移を見てみる。

別人の身長を比較するような手段を講じても，2018年に消費者物価指数が1．3ポイント伸びているので，結局実質賃金は0．1ポイントしか伸びていない。

アベノミクス以降，2014年の消費税増税に加え，無理やり円安にして「円安インフレ」を起こしたため，物価は急上昇。それが名目賃金の伸びを大きく上回った結果，実質賃金が大きく落ちた。2018年はアベノミクス前より3．6ポイントも低い。

なお，以前は原油価格の下落により，ある程度円安インフレが相殺されていたが，2017年頃から原油価格が上がってきたので物価が再び上昇傾向に。

ところで，「新規労働者が増えて平均値が下がったから実質賃金が下がった」というよくある反論はデマ。平均値の問題なら名目賃金も下がらなければならないが，名目賃金は下がっていない。

ただ単に，名目賃金の上昇を物価上昇が上回ったから，実質賃金が落ちた。
こんなに悲惨なので，「実質賃金マイナス」という結果を出したくないものと思われる。

4

出所：毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会　中間的整理（厚生労働省）

2019年4月12日　衆議院厚生労働委員会　山井和則　配布資料

統計委員会は，賃金の伸び率については共通事業所同士を比較した「参考値」を重視せよと言っている。
しかし，厚労省はなぜか参考値の名目賃金伸び率のみ公表し，実質賃金伸び率については頑なに公表しない。
ところが，実質賃金の伸び率は，名目賃金の伸び率と物価の伸び率が分かれば簡単に出せる。

実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数×100である。
ここでいう指数とは，ある時点の数値を100とした数。
なので，前年同月からの伸び率に100を足すと「前年同月を100とする」指数になる。

そして，名目賃金指数と消費者物価指数の前年同月からの伸び率は公表されているので，それぞれの「前年同月を100とする指数」を算出できる。
二つの指数がこれで揃うので，前年同月を100とする実質賃金指数も算定可能になる。

このように「前年同月を100とする実質賃金指数」を計算することにより，実質賃金伸び率を算定したのが次頁の表。

年月	名目賃金指数（前年同月＝100）	÷	消費者物価指数（前年同月＝100）	×100	＝	実質賃金指数（前年同月＝100）	実質賃金伸び率（左記指数－100）
平成30年1月	100.3	÷	101.7	×100	＝	98.6	−1.4
平成30年2月	100.8	÷	101.8	×100	＝	99.0	−1.0
平成30年3月	101.2	÷	101.3	×100	＝	99.9	−0.1
平成30年4月	100.4	÷	100.8	×100	＝	99.6	−0.4
平成30年5月	100.3	÷	100.8	×100	＝	99.5	−0.5
平成30年6月	101.4	÷	100.8	×100	＝	100.6	0.6
平成30年7月	100.7	÷	101.1	×100	＝	99.6	−0.4
平成30年8月	100.9	÷	101.5	×100	＝	99.4	−0.6
平成30年9月	100.1	÷	101.4	×100	＝	98.7	−1.3
平成30年10月	100.9	÷	101.7	×100	＝	99.2	−0.8
平成30年11月	101	÷	101	×100	＝	100.0	0.0
平成30年12月	102	÷	100.3	×100	＝	101.7	1.7
						平均	−0.3

参考値の実質賃金伸び率がプラスになったのは，たったの2回。あとはゼロが1回，マイナスが9回。プラスになったのもボーナス月だから。

このように悲惨な状況なので，公表したくないだけ。

「名目は参考になるが実質は参考にすべきではない」などあり得ない。**参考値の実質賃金伸び率も早急に公表すべき。**

そして，**公表値の伸び率はかさ上げされたウソの数字なのだから，公表を止めるべき。**

実質民間最終消費支出は，2014年～2016年にかけて3年連続減少。これは戦後初。

2017年はプラスに転じたが，4年も前の2013年を下回る。

この「4年前を下回る」という現象も戦後初。

実質賃金の大きな下落は，「戦後最悪の消費停滞」を引き起こしている。

これは国民の生活が全然向上していないことを意味する。景気回復の実感が無いのは当たり前。

しかし，GDP改定のどさくさに紛れて行われた異常な数字の調整が無ければ，もっと酷い数字になっていた。

出所：毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会　中間的整理（厚生労働省）

【毎日新聞朝刊 2018/11/20】

学童保育 1人職員を容認

厚労省方針 人材不足で基準緩和

厚生労働省は19日、地方分権改革の有識者会議で、共働きやひとり親家庭の小学生を預かる放課後児童クラブ（学童保育）の職員数と職員の資格要件に関する基準緩和の方針を示した。現在は職員2人以上の配置が義務付けられているが、1人でも認める。

「なり手不足で待機児童が解消できない」との地方自治体の要望を受けた対応で、全国一律で義務付けていた基準を改め、参考とすべき「参酌基準」とし、市町村の裁量を拡大する。年内に対応方針を閣議決定し、来年の通常国会に児童福祉法改正案を提出する。【横田愛】

放課後児童クラブ 共働き家庭などの小学生を放課後に学校や児童館などで預かる事業。厚労省によると、2017年5月現在、全国に約2万5000カ所あり、約117万人が利用を登録。希望しても利用できない待機児童は約1万7000人に上る。政府は19～23年度の5年間で受け皿を30万人分増やし、計152万人分に拡大する計画を進めている。

かつては学童保育に関する全国一律の基準はなかったが、厚労省が2015年度から省令で基準を設けた。現在の基準では、職員は1クラス（おおむね40人以下）に2人以上配置、うち1人は保育士や社会福祉士などの資格を持つ人や、一定の勤務経験があり、都道府県の研修を修了した「児童支援員」とするよう義務付けている。

全国知事会や市長会、町村会などは、子どもの少ない中山間地や、都市部でも夕方以降の時間帯などは児童数が少ないなど現場の実情はさまざまで、全国一律で義務付けるべきではないと主張。児童支援員の資格要件についても「硬直的で人材不足が深刻化している」として「地方に大幅な裁量を認めるべきだ」と基準の緩和を求めていた。

厚労省は、基準自体は維持したうえで、一律の義務付けはやめる。市町村は条例で基準を定める。

安全確保 地方の責任重く

解説 共働き家庭の増加を受け、市町村の現場では、保育所の待機児童対策と同時並行で小学生の学童保育の拡大が急務となっている。厚生労働省が学童保育の職員の配置基準緩和を容認するのは、地方自治体の強い要望を受けたものだ。だが、子どもの安心や安全の確保に対する市町村の責任はより大きくなる。

学童保育を巡っては、資格要件が細かく定められた「児童支援員」の確保がハードルとなっていた。地方側は、「1学級に教職員1人」が一般的な小学校に比べ、学童保育の2人配置は「過剰規制」だと主張。地域や時間帯によって児童数の差が大きい実情に合わせて対応できるよう、地方の裁量拡大を求めてきた。

保護者や学童保育の関係団体は「安全・安心できる『毎日の生活の場』を子どもたちに保証できない」などとして基準緩和に強く反対してきたが、厚労省は地方の要望に沿った判断をした。

全国学童保育連絡協議会の佐藤愛子事務局次長は「自治体の裁量を緩めれば学童保育の質について市町村間で格差が広がり、子どもの育ちにも影響する可能性がある」と指摘する。調整に当たった内閣府の地方分権改革推進室も「保護者に納得してもらえるよう市町村が責任ある対応を取ることが必要だ」としている。

今後は、各市町村が学童保育の質を決定づける基準を条例で定めることになる。

厚労省は、来年の通常国会で児童福祉法を改正した後、3年をめどに再度対応を検証する方針も示した。自治体は「フリーハンド」を得たわけではない。地域の利用者に対する丁寧な説明が求められるとともに、住民代表である議会のチェック機能も重要となる。【横田愛】

【毎日新聞朝刊 2019/2/23】

学童保育 問われる安全

クローズアップ2019

共働きや一人親家庭の小学生が過ごす放課後児童クラブ（学童保育）について、政府は職員の複数配置を義務付けた基準の扱いを緩め、今国会で児童福祉法改正を含む地方分権一括法案を提出する。子どもの少ない土曜日や夜間を職員1人体制にしても違法ではなくなり、「子どもの安全が守られない」と保護者らの間で不安が広がっている。【大和田香織、中川聡子】

職員配置 基準を緩和

放課後児童クラブ（学童保育）数、待機児童数、登録児童数の推移

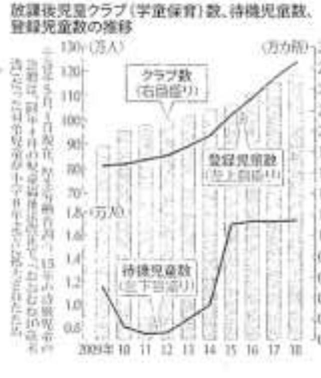

東京都多摩市の関戸学童クラブは昨年7月から、約190人の子どもたちを三つのグループに分けて保育している。国の指針では、子どもの集団は40人以下が望ましく、一つの集団には最低2人の職員をつける、としているが、ここでは15～20人程度に常勤、非常勤職員が各1人つく。その日の予定などを子どもたち同士がグループで話し合うようにしたところ、落ち着いて行動するようになった。中村昌理子館長は「一度に目配りできる人数には限りがある。今は一人一人丁寧に見られる」と話す。

1人体制 現場「ありえない」

職員複数配置の基準が緩和された場合に想定される運用

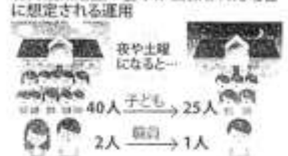

自由に過ごす子どもたちの動きを把握するのは簡単ではない。1月下旬のある日は男児が転倒したのに続き女児が発熱。職員は見守りの一方で片付けや消毒、保護者への連絡に追われた。「子どもが2人以上いれば職員も必ず2人配置する。1人は考えられない」

子どもを見守る職員は2人以上、うち1人は放課後児童支援員（都道府県の認定資格研修修了者）という全国一律の基準が適用されるようになったのは2015年。自治体は基準に従い条例を作ることが義務づけられている。

一方で学童保育の待機児童数は年々増え続け、昨年5月時点で1万7279人。国は14年策定の放課後子ども総合プランで122万人分の整備目標を立てたが、上積みし19年度から5年で30万人分の整備を目指している。そのため人材確保が追いつかない自治体は、人数や研修方法を一律に義務づけないよう求めていた。

政府は昨年12月、自治体が基準を「従うべき基準」から「参酌すべき（参考にすべき）基準」に緩めることを閣議決定し、今国会で児童福祉法改正案を提出する。改正されれば、自治体は1人体制を容認できるようになる。子ども1人当たりの面積などを求めた「設備運営基準」は、参酌基準のため自治体で差があり、都市部に大勢の子どもがすし詰め状態になっている学童も少なくない。

支援員や保護者で作る全国学童保育連絡協議会は、「専門家が議論してできた最低限の基準」として義務づけの緩和に反対。財政措置を国に求める署名は、1月末までに約11万筆が集まった。全国の地方議会でも同様の意見書が採択されている。署名活動に加わり学童保育運営にも携わる埼玉県所沢市の会社員、高野香三さん(50)は、「自治体が安易な職員減らしの方向に流れないようにすべきだ」と訴える。

財政難を背景に国は、文部科学省の「放課後子ども教室」と学童保育の二つの事業を組み合わせる「一体型」を推進している。子ども教室は共働き家庭以外の子どもも対象。学校の空き教室とボランティアを活用し、社会資源で居場所を増やせるとあって横浜や大阪、名古屋など政令指定都市を中心に広がる。だが、設備や人員について国の基準がなく、質が保てるかどうかは運営する自治体次第だ。

放課後対策に詳しい池本美香・日本総合研究所主任研究員は「日本の政策は親の就労への対応が先で、子どもの権利を守る視点が弱い」と指摘。「職員を手厚くできないなら、専門家や利用者による評価の仕組みを確立して質を守るべきだ」と話す。

学童保育 厚生労働省の放課後児童健全育成事業で、国や都道府県、市町村、保護者が費用を負担。公設公営のほかに、自治体の委託で企業や社会福祉法人、保護者の会が運営する公設民営もある。昨年5月時点で2万5328カ所、登録児童数は123万4366人。都市部では国の補助事業によらない民間企業運営の学童保育も増えている。

低待遇 人材集まらず

基準緩和を不安視する声が根強い背景には、子どもを狙った犯罪が後を絶たないこともある。

千葉県船橋市の学童保育では2017年5月、盗撮目的でトイレにカメラが設置される事件があった。当時20代の支援員の男が設置、別の支援員が見つけて警察に相談し、男は建造物侵入容疑で逮捕された。男は児童買春・ポルノ禁止法違反罪で略式起訴され、罰金刑が確定。市は男を懲戒免職にしている。

船橋市は支援員の配置基準を児童50人に対し3人▽80人に4人▽100人に5人――と定めるが、募集しても応募は少なく今年度の欠員は58人。子どもを集めていた研修は「疲れた様子の支援員が多かった。反抗する子や黙って抜け出す子もいたので、ほかの職員の仕事ぶりを見る余裕がなく、事件を防げなかったのではないか」と振り返る。筆記試験による採用や配属前の研修も廃止したため、支援員として長く働く女性は「新人の質の低下が気になる。子どもと関係を築こうとせず、監視役に終始する人もいる」と打ち明ける。

船橋市の支援員は非常勤公務員で、女性の時給は1550円。ボーナスや昇給はなく年収は200万円程度だ。一方、規定の勤務時間は平日6時間だが、人手不足で長期休暇中は開所から閉所まで連続11時間勤務になる日もある。

社会福祉法人理事長で元明星大学教授の垣内国光・日本学童保育学会代表理事は「人材確保が難しいのは待遇の低さも原因だ」と語る。全国学童保育連絡協議会が14年、1万2000人を対象にした調査では、週5日以上勤務でも年収150万円未満が約6割で、300万円以上は5・4%に過ぎない。国は17年度から処遇改善の補助事業を始めたが、実施市町村は300カ所程度にとどまる。

学童保育の支援員は、子ども一人一人の発達の度合いを見極めつつ、仲間と関係を作れるよう目配りや声かけをする力が必要だが、「だれでもできる仕事」とみられがちで、専門職としての賃金水準とはいえない。垣内氏は「支援員の研修を充実させ、国家資格化も視野に入れてほしい」と提言する。

付表　前年比（%）、前年差（ポイント）の推移（調査産業計、事業所規模５人以上）

年月	賃金										(注3) 実質賃金（総額）	(参考) (注4) 消費者物価指数	労働時間				常用雇用	
	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与			所定外給与	特別に支払われた給与				総実労働時間					
		一般		一般		一般	(注2) パートタイム労働者の時間当			一般				所定内労働時間	所定外労働時間	製造業 (注5) 季調値		(注6) パートタイム労働者比率
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	ポイント
平成23年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25年	-0.2	0.6	-0.8	0.0	-1.0	-0.2	0.8	1.6	2.2	3.2	-0.7	0.5	-1.1	-1.4	2.6	－	0.5	0.67
26年	0.5	1.0	0.0	0.4	-0.3	0.1	1.3	2.9	3.2	3.7	-2.8	3.3	-0.3	-0.7	4.1	－	1.2	0.34
27年	0.1	0.5	0.3	0.6	0.3	0.6	2.1	0.5	-0.7	0.0	-0.8	1.0	-0.3	-0.3	-1.0	－	2.1	0.73
28年	0.6	1.0	0.2	0.5	0.3	0.6	1.6	-0.5	2.5	2.8	0.8	-0.2	-0.5	-0.4	-1.7	－	2.1	0.22
29年	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	2.3	0.5	0.6	0.7	-0.2	0.6	-0.2	-0.4	1.1	－	2.5	0.06
30年	1.4	1.6	0.9	1.0	0.8	1.0	2.3	0.7	3.6	3.9	0.2	1.2	-0.8	-0.8	-1.4	－	1.1	0.19
平成29年３月	0.0	0.2	0.0	0.2	0.1	0.3	2.1	-0.6	0.7	1.1	-0.3	0.3	-1.7	-1.9	1.7	-0.5	2.3	0.07
４月	0.6	0.6	0.5	0.3	0.4	0.4	2.7	-0.3	3.4	3.4	0.1	0.5	-0.5	-0.7	0.7	0.3	2.6	0.06
５月	0.7	0.8	0.6	0.7	0.7	0.6	2.3	0.3	4.2	4.3	0.1	0.5	1.2	0.9	1.8	-0.5	2.7	0.12
６月	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	2.9	0.0	0.0	0.3	-0.1	0.5	0.0	-0.1	0.8	0.2	2.6	0.12
７月	-0.5	-0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	2.7	0.3	-2.8	-2.8	-1.0	0.6	-0.5	-0.6	0.8	0.5	2.7	-0.02
８月	0.7	0.8	0.5	0.5	0.4	0.4	2.2	1.4	4.9	5.3	-0.1	0.8	-0.6	-0.9	0.9	0.0	2.5	0.04
９月	0.9	0.8	0.8	0.6	0.8	0.6	2.4	1.5	10.0	9.6	-0.1	0.9	-0.1	-0.3	1.7	1.0	2.7	-0.01
10月	0.4	0.2	0.4	0.4	0.5	0.3	2.1	0.1	0.6	0.6	0.0	0.3	0.7	0.6	-0.1	0.4	2.8	0.08
11月	1.0	1.0	0.5	0.5	0.4	0.4	2.1	2.1	9.7	9.6	0.2	0.7	0.1	-0.1	1.7	0.3	2.7	0.06
12月	0.8	0.9	0.6	0.6	0.6	0.6	2.6	0.7	1.0	1.2	-0.4	1.3	0.5	0.3	1.7	0.2	2.6	0.04
30年１月	0.7	0.7	0.8	0.8	1.0	0.8	2.7	-0.4	-0.2	-0.3	-1.0	1.7	-0.1	0.1	-2.0	0.0	1.7	0.09
２月	0.8	1.1	0.5	0.6	0.5	0.6	2.2	0.0	27.6	29.1	-1.0	1.8	-2.1	-2.2	-0.9	0.5	1.7	0.12
３月	1.8	2.0	1.0	1.1	0.9	1.0	2.2	1.8	13.4	13.4	0.5	1.3	-1.4	-1.5	-0.9	0.7	1.6	0.14
４月	0.2	0.3	0.7	0.8	0.6	0.7	2.1	1.6	-8.9	-9.0	-0.6	0.8	-1.4	-1.4	-0.9	-0.2	1.2	0.14
５月	1.4	1.5	1.1	1.1	1.1	1.1	2.1	1.5	8.2	8.5	0.6	0.8	0.7	0.8	0.9	-0.1	1.2	0.07
６月	2.8	2.9	1.0	1.0	0.8	0.8	2.0	2.8	5.6	5.6	2.0	0.8	-1.0	-1.1	0.9	-0.7	1.0	0.01
７月	1.4	1.7	0.8	1.0	0.7	1.0	1.9	0.9	2.7	3.2	0.3	1.1	-0.4	-0.3	-1.8	-1.4	0.8	0.29
８月	0.6	0.6	1.0	1.0	1.0	1.1	2.6	0.5	-7.2	-7.4	-0.9	1.5	0.4	0.6	-1.9	-1.3	0.9	0.25
９月	0.7	1.0	0.4	0.8	0.5	0.8	2.6	-0.5	9.0	9.6	-0.6	1.4	-3.3	-3.3	-3.6	1.0	0.8	0.27
10月	1.1	1.4	1.1	1.3	1.1	1.4	2.3	0.9	0.6	1.1	-0.6	1.7	-0.3	-0.3	0.0	2.1	0.7	0.35
11月	1.7	1.8	1.3	1.4	1.3	1.4	2.3	0.6	8.7	9.2	0.8	1.0	1.3	1.6	-2.6	0.4	0.7	0.29
12月	1.5	1.9	0.6	0.8	0.7	1.0	2.3	-1.1	2.4	2.8	1.1	0.3	-2.2	-2.0	-4.3	-2.6	0.8	0.30
31年１月	r-0.6	r0.3	r-0.6	r0.3	r-0.6	r0.4	r2.6	r-1.1	r-1.4	r-0.1	r-0.7	0.2	r-2.6	r-2.6	r-1.9	r-3.6	r2.0	r0.96
速報※ ２月	**-0.8**	**-0.4**	**-0.2**	**0.4**	**-0.1**	**0.4**	**2.3**	**-0.5**	**-34.2**	**-35.0**	**-1.1**	**0.2**	**-0.6**	**-0.6**	**-1.8**	**-0.9**	**1.8**	**0.56**

注1：平成30年11月分確報から、平成24年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値（再集計値）に変更しており、従来の公表値とは接続しないことに注意。
注2：パート時間当は、所定内給与（パートタイム労働者）を所定内労働時間（パートタイム労働者）で除して算出している。
注3：実質賃金（総額）は、現金給与総額指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。
注4：消費者物価指数は、総務省で公表している消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）を参考に掲載している（平成29年1月分以降は平成27年基準）。
注5：季節調整値（季調値）は、前月比であり、平成31年1月分確報発表時において過去に遡って改訂した。
注6：パートタイム労働者比率は、前年差（ポイント）の推移となっている。
※速報値は、確報で改訂される場合がある。

出所：毎月勤労統計調査　平成31年２月分結果速報等（厚生労働省、2019年4月5日公表）

2019年4月12日　衆議院厚生労働委員会　山井和則　配布資料